

情報発信力強化業務委託に係る企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、当該業務の受託者を定めるために実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名称

情報発信力強化業務委託

(2) 業務内容

別紙「情報発信力強化業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 予算上限額

金 20,330,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は予算上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 応募資格

応募できるのは、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 本件業務を効果的に実施できる体制が整えられていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税の滞納がない者であること。
- (7) 当該公募案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ）の関係にある場合。
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。但し（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社

等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。)

iv. 組合の理事

v. その他業務を遂行する者であつて、iからivまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又はイ②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 スケジュール(予定)

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年4月13日(月) |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年4月24日(金)正午 |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和8年5月1日(金)午後5時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年5月14日(木)午後5時 |
| (5) 審査会 | 令和8年5月26日(火) |

5 応募手続き

(1) 書類等提出先、質問受付(共通)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号(山梨県庁本館3階)

山梨県高度政策推進局 広聴広報グループ 企画・広聴

メールアドレス: koucho@pref.yamanashi.lg.jp

質問事項があれば、質問書(様式任意)を作成し、電子メールにて送付してください。電話や口頭での質問は応じられません。質問があった場合、令和8年4月30日(木)までに全ての参加申込者に質問と回答を送付します。

(2) 参加申込書の提出

①提出書類（各1部提出）

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 会社概要等整理表（様式3）

※ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）及び財務諸表（直近のもの）を添付すること。

(エ) 国税納税証明書（その3の3）（税務署で交付される様式）

(オ) 都道府県税納税証明書（都道府県税に未納がない旨の証明書）（都道府県で交付される様式）

(カ) 履歴事項全部証明書（写し可）

※書類申請日から3ヶ月以内に発行されたもの

(キ) 実施体制表（様式4）

(ク) 資本関係・人的関係等に関する調書（様式5）

②提出期限

令和8年5月1日（金）午後5時必着

③提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

④提出期間までに県が参加申込書を受理できない場合は参加を認めない。

⑤申請後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

①提出書類

・企画提案書（様式7）・・・7部（コピー可）

※ 提案1事業者につき、1提案とすること。

※ 様式7を除き、企画提案書には提案事業者の名称を記載しないこと。

・見積書（様式任意）・・・1部

※ 見積書の合計金額（税込）は「2 業務の概要（4）予算上限額」の額を超えないこと。

②提出期限

令和8年5月14日（木）午後5時必着

③提出方法

・持参又は郵送（持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

・また、企画提案書についてはPDFを別途メールで送付すること。

④提出期限までに県が企画提案書等を受理できない場合は審査対象としない。

⑤一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。

⑥「3 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

・公募要領の規定に反した提案

・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

6 審査方法・基準

(1) 実施方法

Microsoft Teams によるオンライン

- (2) 実施日時
令和 8 年 5 月 26 日（火）（入室時間は及び URL は個別に通知する。）
- (3) 持ち時間
1 者 30 分（うち説明 15 分以内、質疑 15 分を目安とする）
- (4) 審査基準
別紙 2「審査基準」のとおりとする。
- (5) 審査は、審査の公平性確保及び企業ノウハウの流出防止のため非公開とする。
- (6) 審査の結果を基に、県が第 1 順位の委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。
- (7) 審査の結果は、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。
- (8) 第 1 順位の委託候補者が契約を締結しないときは次点の者と契約の交渉を行う。
- (9) 選定結果等は、県のホームページで公表する。
※ 公表事項は、評価基準、配点及び評価、審査結果、第 1 順位委託候補者の名称等とし、第 1 委託候補者以外の提案者の名称は公表しない。

7 契約に関する事項

- (1) 契約書は 2 通作成し、双方記名押印して、各自 1 通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金については、山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）第 109 条第 1 項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第 109 条の 2 に該当する場合はこれを免除するものとする。
- (3) 企画提案書等に記載された事項は、別紙 1 仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱う。ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
- (3) 本企画提案応募に要した一切の費用は、提案者自身が負担するものとする。
- (4) 審査終了後、契約を締結するまでの間、「3 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。

9 本件に関する問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号（山梨県庁本館 3 階）

山梨県高度政策推進局 広聴広報グループ 企画・広聴

電話：055-223-1336

メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(別紙1)

情報発信力強化業務委託仕様書

1 委託業務名

情報発信力強化業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業の概要

山梨県総合計画に掲げる「全ての県民・あらゆる主体との連帯に基づく県政の推進」に向け、県内外のステークホルダーの理解・共感を獲得するため、メディアに精通した外部専門家の支援を受け、新聞・テレビ・ラジオ・ネットなどの各種メディアに対して県の主要な施策や県政トピックの情報を配信するとともに、イベントへの取材誘致等を行い、記事化や番組化に働きかける。

また、定期的なニューズレターの配信等により、メディアの県政に対する理解獲得を促進する。

4 本事業の対象

本事業は、県政全般の施策や事業を対象に、各媒体への露出の獲得に向けたメディアとの関係性の構築や機動的なアプローチを行う。また、案件也多岐にわたることから、対象のメディアは県と協議のうえ決定する。なお、県庁内の各課室等において、本事業とは別にメディア露出の獲得に向けた事業を実施している場合、業務や対象メディアが重複しないよう県と調整する。

5 業務内容

受託事業者は、次に掲げる項目について、山梨県と協議して委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項についても、プロポーザル提案書に記載した事項のうち、山梨県が指示するものについては実施すること。

(1) メディア招致

①PR企画・ディレクション

県庁内の関係課室等と調整し、対象とする案件（以下「案件」という。）を選定し、露出獲得に向けた企画調整を実施すること。なお、ミーティングを実施した場合、サマリーは受託事業者が作成する。

②メディアリストの作成

対象とする案件と親和性が高いメディアを選定し、ワイヤーサービス等での配信先と個別アプローチ先を明示してリスト化すること。

③プレスリリースの作成・配信及びブラッシュアップ支援

取材案内及び事後リリース等を作成し配信するほか、山梨県が作成するプレスリリースのブラッシュアップを支援すること。

④取材誘致

案件のうち、取材案内については②で作成したメディアリストのメディアに対して、配信及び個別アプローチを実施し、取材を誘致すること。なお、アプローチ状況は可視化して山梨県に報告すること。

- 実施手法を具体的に提案し、貴社の優位性（誘致方法、実績等）も合わせて示すこと。
- 令和7年度の実績は下記のとおり。
 - i 件数：13 事業 ※令和8年3月末現在

(2) メディアリレーション支援

①メディアキャラバンの実施

企画提案したメディアキャラバンの実施に向けて、関係者へのアポイントを取り、日程調整等を実施すること。また、メディアキャラバン実施後に良好な関係の構築に向けたフォローアップを実施すること。

②ニュースレターの作成

山梨県からの依頼に基づき配信リストを作成し、メディア関係者に対して、県政を紹介するニュースレターを作成して配信すること。

- 下記のテーマをもとに、媒体社、媒体名を提示してメディアキャラバンを具体的に提案すること。なお、テーマ選定数については自由とする。
 - ・人口減少危機対策 ・ケアラー支援 ・富士トラム
 - ・自然首都圏創出のための基盤整備 ・賃金水準の持続的引き上げ
 - ・水素実装先導県(上記テーマは、変更の可能性あり)
- 令和7年度の実績は下記のとおり。
 - i メディアキャラバン：10 媒体 ※令和8年3月末現在
 - ii ニュースレター：8 回 ※令和8年3月末現在

(3) クリップング業務

①露出調査

テレビ、新聞、雑誌、WEB等の露出調査を実施すること。露出調査については、広告換算値の算出のほか、社会から興味、関心が高い報道等を分析して山梨県に報告すること。

②月次調査報告書作成

上記露出調査のクリッピングデータや広告換算を取りまとめ、サマリーを作成すること。

- 実施手法を具体的に提案し、貴社の優位性（分析手法、実績等）も合わせて示すこと。
- 令和7年度の実績は下記のとおり。
 - i 件数：10 回（10 ヶ月分）

(4) 戦略的コンサルティング業務（随時）

山梨県からの依頼に基づき、取材誘致その他広報等に関する相談があった場合、専門的知見によるアドバイスを行うこと。

- 実施手法を具体的に提案し、貴社の優位性（コンサルタントの経歴、実績等）も合わせて示すこと。
- 令和7年度の実績例は下記のとおり。
 - ・大阪万博への取材誘致
 - ・山梨ワイン海外輸出プロジェクト など

(5) プレスツアー

新聞・テレビ・雑誌等への掲載を促進するためのメディアプロモートを行うこと。

6 実施について

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

7 KPI について

メディアリレーションの強化と、確実なメディア露出の獲得を図るため、以下のとおり KPI を設定する。なお、委託料は「契約基本額 (80%)」と「成功報酬 (20%)」で構成するものとし、①の達成を前提条件 (※1) として、②で得られた広告換算値に応じて成功報酬を支払うものとする。

①メディアキャラバン

- ・メディアキャラバンは、8 媒体以上とのリレーション構築を達成基準とする。

②広告換算値

広告換算値 (税込) は、以下の方法で算出した額をプロモート案件毎に算出し、契約期間全体分を合算する。

- ・広告換算値は原則として (株) PRTIMES 社が提示する広告換算データを用いる。広告換算データに含まれないメディアは山梨県と協議し、類似メディアを選択する。

(参考: <https://prtimes.jp/magazine/advertising-conversion-value/>)

- ・Web メディアについては、Web クリッピングにより算出し、パブリシティのみを対象とする。
- ・原則として、山梨県政記者クラブ加盟社の記者の取材による記事及びその WEB 転載記事、放送は、広告換算値に含めることはできない。但し、着手した案件が首都圏や全国版の露出につながった場合は、県内報道を除いた広告換算値を算定できるものとする。
- ・掲載等の有無は契約期間全体を通じて判断するが、令和 9 年 3 月 31 日までに実施した案件が翌年度の掲載等となる場合、令和 9 年 4 月 10 日までの掲載等を広告換算値に算定できるものとする。
- ・広告換算値の達成基準と成功報酬は次のとおりとする。

広告換算値が 40,660,000 円以上の場合：契約基本額 (80%) + 成功報酬 (20%)

広告換算値が 20,330,000 円以上 40,660,000 円未満の場合：

契約基本額 (80%) + 成功報酬 (10%)

広告換算値が 20,330,000 円未満の場合：契約基本額 (80%)

※1：①が達成基準に満たない場合、②の広告換算値が達成基準以上であっても、成功報酬は支払わないものとします。

■ 山梨県政記者クラブの加盟社は次のとおり。

日本経済新聞社甲府支局、産経新聞社甲府支局、NHK 甲府放送局、共同通信社甲府支局、山梨日日新聞社、山梨放送、毎日新聞社甲府支局、テレビ山梨、朝日新聞社甲府総局、テレビ朝日甲府支局、フジテレビジョン、エフエム富士

※なお、記者名は企画提案者にのみ提示する。

■ 令和 7 年度の実績は下記のとおり。 R8.4.9 現在

県外の広告換算値：39,799,712 円 (県政記者クラブ記者の報道、WEB 転載記事を除いた金額)

全体の広告換算値：139,538,209 円

投下資本：19,030,000 円

8 事業報告

委託業務終了後、委託契約等に基づき委託業務完了報告書を提出することとする。

9 委託業務の成果物について

委託業務に係る成果物の著作権は県に帰属するものとする。

10 遵守事項

- (1) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (2) 山梨県情報セキュリティ基本方針等、山梨県の規程を遵守すること。

(別紙2)

審査基準

1 審査方法

- ・ 評価項目及び配点等は「2」のとおりとし、審査員1名につき100点満点とする。
- ・ 各審査員の合計点を合算して全体の合計点とし、点数の高い順に順位を付けるものとする。
- ・ 点数が同じ場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
- ・ ただし、審査委員の3名以上が50点に満たない点数を付けた提案者は、順位にかかわらず委託候補者とししない。

2 評価項目及び配点等

	評価項目	評価点	係数	配点 (評価点 ×係数)
1	提案方針			
	本業務に対する目的や考え方が具体的かつ適切か	5点	2	10点
2	メディア露出獲得に向けたリレーションの構築			
	業務共通 ・ 事業を確実かつ効果的に実施する専門的知識を有しているか ・ 事業を確実かつ効果的に実施する具体的な実績を有しているか ・ メディア露出を獲得できるネットワークに期待ができるか	5点	5	25点
	メディアキャラバン ・ 独自のノウハウやネットワークを活かした提案となっているか ・ 県政の情報発信・拡散につながるネットワークの獲得に期待ができるか	5点	2	10点
	メディアアプローチ ・ 露出獲得に向けたプロセスが具体的に示されているか ・ 露出獲得の確度を高める創意工夫がなされているか ・ 継続したメディア露出に期待ができるか	5点	4	20点
	戦略的コンサルティング等 ・ 迅速かつ正確な露出調査を実施し、定量的な分析や提案が期待できるか ・ 高い専門性や知見による的確な助言が期待できるか	5点	2	10点
3	委託業務の実施体制			
	・ 人員体制配置予定者の専門性は十分か ・ 実施体制及び役割分担が具体的に明示され、事業を円滑に進められるような体制であるか ・ 突発的な依頼に対しても迅速に対応できる体制となっているか	5点	3	15点
4	費用対効果			
	・ 評価点×(全提案者中最低見積額/提案者見積額) ※小数点以下第3位を四捨五入	5点	2	10点
合計				100点

3 評価の基準

各評価項目の評価点は、5点満点（最高得点5点、最低得点0点）とする。

- ・ 特に優れている (5点)
- ・ 優れている (4点)
- ・ 普通（基準点） (3点)
- ・ やや劣る (2点)
- ・ 劣る (1点)
- ・ 要求水準を満たしていない (0点)